

入札説明書

1. 件名

宍道湖東部浄化センター脱硫剤交換及び収集運搬業務委託

2. 仕様

別添「仕様書」による。

3. 委託期間

契約日の翌日から令和6年12月13日

4. 履行場所

島根県松江市竹矢町1444番地 島根県宍道湖東部浄化センター

5. 入札に関する問い合わせ先

〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地

(島根県宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階)

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

T E L 0852-37-0216

F A X 0852-37-0447

6. 入札参加資格

- 1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められる事実があったときから2年を経過しない者、また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- 3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- 4) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- 5) 公告の日から入札書等提出期限の日までの間に、島根県が行う業務委託等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受けていないこと。
- 6) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

 - ア. 親会社と子会社の関係にある場合
 - イ. 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア. 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ. 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

- 7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- 8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- 9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第1項に定める「産業廃棄物収集運搬業」の許可を島根県知事より受け下記の事項を満たす者であること。
 - (1) 「島根県産業廃棄物処理業者名簿」に登録されている者。
 - (2) 許可証に記載の「許可の有効年月日」が令和6年12月13日以降であること。
ただし、業務期間中に有効期限がくる場合は、更新を行うことが確実な者であること。
 - (3) 許可証に「1. 事業の範囲」の「産業廃棄物の種類」に「汚泥」が記載されていること
- 10) 本社（本店）を島根県内に有すること。

7. 入札参加資格の確認

- 1) 入札参加資格を確認するために必要となる書類

下記の書類を「一般競争入札参加資格申請書」に添付して提出すること。

(1) 法人登記事項証明書の写し（法人の場合のみ）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納していない旨の証明書
(ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、参加資格登録の写しの提出により滞納していない証明書の提出を省略できる。)

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない旨の証明書（ただし、島根県の競争入札に係る当該年度入札参加資格者名簿に登録されている者は、参加資格登録の写しの提出により滞納していない証明書の提出を省略できる。）

(5) 入札保証金の免除に関する誓約書（様式第4号）（入札保証金の免除を求める場合）

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）第14条第1項の規定による、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

※上記で写しを認めていない公的証明書は、原本を提出すること。

2) 書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和6年9月10日(火) 16時00分
- (2) 提出先 〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地
島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課

3) 入札参加資格審査結果

入札を執行するまでに通知する。

8. 提出書類の補正について

上記7により提出した書類に不備があり、補正することを求められた場合は、入札日時までに遅滞なく当該書類の補正を行うこと。

9. 入札及び開札の日時・場所

令和6年9月19日(木) 10時00分

島根県松江市竹矢町1444番地

島根県宍道湖東部浄化センター 管理本館 3階 小会議室

入札後、即時開札を行う。

10. 開札に立ち会う者

島根県宍道湖流域下水道事務所 業務課の職員

11. 契約手続に使用する言語・通貨

日本語及び日本国通貨

12. 入札及び開札

- 1) 入札参加者は、島根県会計規則及び仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
また、入札後、本件通知、仕様書及びこの入札説明書等の不知または、不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- 2) 代理人による入札を行う場合は、入札開始までに委任状(様式第2号)を提出すること。
- 3) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した、入札書(様式第1号の1)を提出しなければならない。(代理人による入札を行う場合は様式第1号の2)

(1) 入札金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、入札書に記載する金額の頭には、円マーク(¥)を記入すること。

(2) 入札書の内容

入札書は入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名。

- 4) 入札書は封書に入れて密封し、かつ、その封筒に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）、『令和6年9月19日開札「宍道湖東部浄化センター脱硫剤交換及び収集運搬業務」の入札書在中』及び島根県宍道湖流域下水道事務所長宛を明記しなければならない。
- 5) 入札参加者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- 6) 入札参加者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- 7) 入札場所には、入札参加者並びに入札事務に関係ある職員及び立ち会い職員以外の者は入場することはできない。
- 8) 入札参加者は、開札時刻後においては、入札場所に入場することはできない。
- 9) 入札参加者は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- 10) 入札参加者はマスクを着用すること。
- 11) 入札場所において、次の各号に掲げる事項に該当する者は、当該開札場から退去させる。
 - (1) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者。
 - (2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合した者。

13. 入札の無効

入札書で次の各号に掲げる事項に該当するものは、これを無効とする。

- 1) 入札金額のないもの。
- 2) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のない又は判然としないもの。
- 3) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く）。
- 4) 入札金額の記載が不明確なもの。
- 5) 入札金額の記載を訂正したもの。

14. 落札者の決定方法

- 1) 有効な入札書を提出した者であって、入札価格が島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内であって、最低の価格をもって入札を行った入札参加

者を落札者とする。

- 2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- 3) 落札者がないときは、再度入札を行う。再度入札の回数は2回とする。
- 4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

15. 契約書の作成

- 1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別な事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- 2) 契約書を締結する場合において、契約の相手方がまず、契約書に記名押印し、更に契約担当者が当該契約書を受けて、これに記名押印するものとする。
- 3) 上記2)の場合において、契約担当者が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に渡すものとする。
- 4) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

16. その他

1) 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合、あるいは、入札保証金の免除に関する誓約書（様式第4号）を提出した場合は免除する。
- (2) 入札保証金を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおりです。

ア 納付場所

〒690-0023 島根県松江市竹矢町1444番地

島根県宍道湖流域下水道事務所

電話：0852-37-0216 FAX：0852-37-0447

イ 納付時期

公告の日から令和6年9月19日（木）10時00分までとする。

ウ 連絡

入札保証金を納付する場合は、16(2)アの場所に納付日時を事前に連絡してください。

2) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合、あるいは、契約保証金免除申請書（様式第5）を提出した場合は免除する。

3) 質疑

- (1) 質疑事項がある場合は、質問票(様式第6号)により提出してください。
- (2) 提出期限は令和6年9月10日（火）12時00分まで。提出場所は5の場所。
- (3) 質問票はメール又はFAXで提出してください。送信後、必ず電話で送信した旨の連絡をお願いします。

17. 添付様式等

一般競争入札参加資格申請書

様式第1号の1：入札書（本人による入札の場合）

様式第1号の2：入札書（入札を委任する場合）

様式第2号：委任状（入札を委任する場合）

様式第3号：誓約書

様式第4号：入札保証金の免除に関する誓約書（入札保証金の免除を求める場合）

様式第5号：契約保証金免除申請書（契約保証金の免除を求める場合）

様式第6号：質問票